

平成29年度第2回福井県国民健康保険運営協議会 議事録

日時：平成29年6月15日（木）14：00～15：50

場所：福井県庁10階 審問廷

出席者：佐々井会長、鈴木委員、南部委員、大中委員、高嶋委員、北出委員、
中島委員、畑委員（委員11名中8名出席）

事務局： 櫻本健康福祉部長、船木長寿福祉課長、池上国保広域化室長

1 開会

（事務局）

定刻になりましたので、今年度の第2回福井県国民健康保険運営協議会を開会いたします。
長寿福祉課の池上と申します。よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、健康福祉部長の櫻本からご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

（健康福祉部長）

本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。4月に第1回目の協議会を開催しまして、その際に国保制度、それから国保の現状などについて、ご説明をさせていただいたところでございます。本日は第2回目ということで、これから各論と言いますか、具体的な制度の中身について、ご議論を賜りたいと思っております。

そこで、本日は、今回の国民健康保険の制度改正の基本的なところである新たな納付金の問題、あるいは各市町に示します標準的な保険料の算定方法等々について、ご議論を賜りたく思っております。なにぶん、県と市町の制度についてご説明する非常に細かい資料、あるいは内容となっておりますけれども、中身そのものは新しい国保制度の骨格と申しますか、今後住民の方々、被保険者の負担に関わる非常に重要な課題となっておりますので、どうかよろしくご議論賜りますようお願い申し上げます。

（事務局）

それでは最初に、本日の会議の成立についてご報告いたします。

前回資料で運営協議会の条例をお示しましたが、その第4条第2項において、会議開催の定足数を過半数の出席としております。本日は11名の委員中8名のご出席となっておりますので、本会が成立していることをご報告させていただきます。

ここからの進行につきましては、佐々井会長にお願いしたいと存じます。

佐々井会長お願いいたします。

（会長）

それでは、早速議事に入りますが、まず、福井県国民健康保険運営協議会運営要綱第7条により、会議録署名人として、南部委員、畑委員を指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（南部委員・畑委員 了承）

よろしくお願いいたします。

3 議事 福井県国民健康保険運営方針の検討課題について

（1）国保事業費納付金等算定の基本的な考え方について

(会長)

それでは、議事に移ります。

会議次第の3 「福井県国民健康保険運営方針の検討課題について」のうち(1)「国保事業費納付金等算定の基本的な考え方について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは事務局から説明させていただきます。どうぞ資料1と資料2を並べてご覧ください。資料1は福井県国民健康保険運営方針の検討課題についての資料となっております、資料2はその参考資料という位置づけになっております。

[資料1の1および資料2の1「国保事業費納付金等算定の基本的な考え方について」を説明]
説明は以上でございます。

(会長)

ここまでのご説明について、何かご意見等はないでしょうか。

(大中委員)

資料2の5ページ、1人当たりの医療費について、これは国保だけを示したものでしょうか。県民全てでしょうか。

(事務局)

国保だけの表です。

(大中委員)

そうしますと、年齢構成などは県全体、あるいは社保などと違いますね。

(事務局)

国保につきましては、前期高齢者(65歳~74歳)の方の割合が高くなっておりますので、社保などとは年齢構成が違います。

(畑委員)

来年度から適用される各市町の保険料率は、県が示す標準保険料率とイコールになるということでしょうか。

(事務局)

標準保険料率というのは、県の方から、納付金を納めるためにはこの程度の保険料率にする必要がございますよ、ということでお示しするものです。実際の保険料率は、各市町の方で決定することになります。県としては、同じにさせていただきたい、という思いはありますが、標準保険料率は、赤字補填のための一般会計繰り入れを行わずに、全部を保険料で集める前提でお示しする額ですので、そのとおりにするのか、別の保険料にするのかというところは、各市町で判断していただくこととなります。

(畑委員)

いずれ何年か後に標準保険料率に近づけて、そのあとで、全市町統一というか、同じ率にしていくという流れになるのでしょうか。

(事務局)

こちらでご説明させていただいているのは、標準保険料率については、当面は医療費水準を反映させる、ということで、市町毎に違った標準保険料率をお示しするのですが、それを最終的には医療費水準を反映せず、だいたい同じ水準となるように標準保険料率をお示していくということと、この標準保険料率に市町の実際の保険料率を合わせていただくということ、この両方を目指していきたいということです。

(会長)

他にご質問などはないでしょうか。

今の段階では、事務局の説明の納付金や標準保険料率をどういう方向性で考えていくか、なぜ標準保険料率に近づけていくことになるのか、その経緯や背景などがご理解いただければ、この議論の骨格にはついていけるのではないのでしょうか。

全体的な方向性などをご理解いただけたと思いますので、こういう方向性で、運営方針策定を進めてよろしいでしょうか。

(全員了承)

(2) 国保事業費納付金・標準保険料率の算定方法について

(会長)

それでは、次の議事に移ります。

会議次第の3(2)「国保事業費納付金・標準保険料率の算定方法について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは事務局から説明させていただきます。(1)で基本的な考え方についてお示しさせていただきましたので、続きまして(2)では具体的な納付金と標準保険料率の算定方法の考え方について、説明させていただきます。

〔資料1の2および資料2の2「国保事業費納付金・標準保険料率の算定方法について」を説明〕
説明は以上でございます。

(会長)

ここまでのご説明について、何かご意見等はないでしょうか。

(中島委員)

標準保険料の算定方式を県としては4方式から3方式にしていきたい、ということでしたが、3方式にすることによって資産割が他に影響するので、市町の平成30年度からの保険料にすぐ適用するのではなくて、市町によっては5割近くを資産割が占めているところもありますので、段階的に資産割の比率を減らし、最終的には3方式にする、という解釈でよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。

(中島委員)

それは、何年かかけてとか、期間を限定して、とか目安はあるのでしょうか。

(事務局)

資産割がかなりのウェイトを占めている市町もございますので、何年間でもか、期間を設定できるかどうかも含めて市町と協議して検討する必要があると考えております。

(中島委員)

資産割を無くしていくというのは、所得が無いのに固定資産があると保険料が高くなる、という状況があり時代にそぐわない、というご説明がありましたが、資産割の比率を下げっていくというのは、全国的な自治体の動きでもあるのでしょうか。

(事務局)

はい。全国的な動きでございます。もともと国保の方は、以前は農林水産業とか自営業の方の割合がかなり多かったので、資産に賦課するというのも、ある程度能力にみあっていたところがありました。ですが、近年国保の被保険者の構成比率をみますと、農林水産業とか自営業の方の割合が減っておりまして、無職の方が増えている状況にありますので、そういった時代の変化の中で、資産割が実態にそぐわなくなりつつあるということで、全国的に廃止の傾向にあります。

(高島委員)

資料2の12ページ、例えば福井市で均等割合計48,000円、というのは、年間でこの額ということでしょうか。

(事務局)

はい。年額です。

(北出委員)

資料2の17ページに収納率状況が示されているのですが、収納率もどう捉えるか、によるのだと思います。払えないようなやむを得ない人がたくさんいる、とも捉えられるし、市町の努力ともとれると思います。どちらもあると思いますが、市町の努力部分がゼロではないので、頑張っている市町にその努力が反映されるような仕組みはあるのでしょうか。

(事務局)

会議資料の後ろの方で、収納率目標についてご説明したいと思いますが、収納率が高い場合には、保険者努力支援ということで、公費を支出する仕組みがございます。

(会長)

要約すると、現状各市町で決めていらっしゃる保険料を、時間をかけて、県が示す標準保険料率に近づ

けていく、ということですが、細かなところはなかなか理解するのは難しいですが、大枠のところはご理解をいただけたでしょうか。それではこういう方向で、運営方針策定を進めてよろしいでしょうか。

(全員了承)

(3) 赤字解消・削減の取組みについて

(4) 保険料徴収の現状および目標について

(会長)

それでは、次の議事に移ります。

会議次第の3(3)「赤字解消・削減の取組みについて」と(4)「保険料徴収の現状および目標について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは事務局から説明させていただきます。

[資料1の3、4および資料2の3、4「赤字解消・削減の取組みについて」、「保険料徴収の現状および目標について」を説明]

説明は以上でございます。

(会長)

ここまでのご説明について、何かご意見等はないでしょうか。

(畑委員)

赤字の解消ですが、資料1の14ページに書いてありますように、医療費適正化の取組み、保険料設定の見直し、収納率向上などを進め計画的に解消していく、とあってそのとおりだと思いますが、これに際しては、赤字の解消のための国からの助成金とか、補助金などはないのでしょうか。

(事務局)

赤字については、各市町の責任において減らしていく仕組みになっております。なぜかと言いますと、一方において、赤字解消を、保険料を上げることで解消している市町もありますので、公平性の観点から、そこについて公費投入はありません。

もう一つは、赤字解消そのものに充てるものではないですが、収納率を高めたり、医療費適正化のために健康診断の受診率を上げるなどして医療費を抑える努力をしたり、そうした市町に対して保険者努力支援制度で公費を投入します。直接的に赤字解消にお金を出す、ということではなく、医療費を抑える話、収納率を高める話、そういうところに公費を入れるということになっています。

(畑委員)

そうしますと、赤字の額が非常に大きいので、理想の保険料率にしようと思うと、かなり引き上げるを得ないと感じます。

(事務局)

そこは、国からの公費の配分ルールなどが示された段階で、どれだけの公費があるか、そして標準保険料率がどれだけになるかをお示しし、本当はかなり額を引き上げなければならないのかということ

確認したいと思いますので、次回以降ご審議いただきたいと思います。

(中島委員)

赤字解消の話が出ましたので、参考までに健康保険組合の状況について説明申し上げますと、第1回の資料でも健康保険組合の財政状況が示されていましたが、日本でも大手の企業の健康保険組合は財政的に余力がありますが、県内でも、特に業界で作った総合型健保組合というのは、協会けんぽとほとんど同じような財政状況になっています。それで、当然単年度赤字が発生することもありまして、その時には「準備金」という組合独自の財産を取り崩して対応しています。法定準備金の料率 100%を割ってしまうと、厚生労働省から、「赤字を全部解消するまで3年計画で保険料率を上げなさい、それができないなら最悪の場合解散しなさい」、という強い指導を受けるということになります。それは、前段お話がありました、前期高齢者等交付金の財源となる高齢者医療制度の納付金が重く、財政負担になっています。健康保険組合がこのような状況である、ということをお話させていただきました。

収納率の話も出ておりましたので質問ですが、保険料を滞納されている方の被保険者証というのは、短期の被保険者証をお出しになっているのでしょうか。

(事務局)

市町によって期間はバラバラですが、短期証を出しております。

(中島委員)

資料2の24ページを見ますと、保険料軽減を受けている世帯が27年度では半数を超え52.19%となっていることがわかりますが、保険料収入全体では増えていますか、それとも減っていますか。軽減世帯が増えて、保険料収入全体の収納額はどのような形になっていますか。

(事務局)

保険料軽減分については、公費でその不足分を補うという仕組みになりますので、保険料収入は予定どおりの収入を得ていると考えられます。

(中島委員)

計画どおりの収入になっているということですね。わかりました。

(大中委員)

保険料を払っていないと、どれくらいの期間で除籍のようになってしまいますか。また資料2の22ページで、例えば福井市の27年度収納率は90.1%で、約1割払っておられない方がいらっしゃるということですが、その人たちはどうなりますか。

(事務局)

保険料を払っていないからといって、国保から排除されるということはありません。そこは粘り強く保険料を払っていただけるようお願いをしていくことになります。

先ほどお話がありましたように、6か月や3か月ごとに更新していく短期の被保険者証を出したり、あるいは資格証明書というものを出したりして、その場合は全額窓口で支払う必要があり、後日一部負担金を除く7割相当分をお支払いするという仕組みですが、そのようにしてなるべく払っていただくよう

取り組んでいます。

(大中委員)

例えば、福井市では25年度は88.46%、26年度は87.14%、27年度は90.10%と少しずつ、収納率が上がっていますが、一方で10%はずっと未払いの方がいらっしゃるということでしょうか。

(事務局)

ずっと未払いであるか、その年だけの未払であるか、というのは、そういった統計が無いので具体的にはわかりませんが、数値を見る限り1割程度が払われていない、というのが現状だと思います。

(大中委員)

そういう方への救済は行われていないのでしょうか。先ほどのような対応しかされていないのでしょうか。払えない人の事情などは、何か把握されていますか。

(事務局)

払えない方の事情を市町に確認しまして、次回以降お知らせしたいと思います。

(高島委員)

資料2の23ページで、滞納世帯の推移が出ていますが、これは単年度の滞納世帯数ということで、繰り越し分は含んでいないのですね。

(事務局)

その年度に発生した滞納世帯数を示していますので、累計ではございません。

(高島委員)

そうしますと、例えば、23年度から28年度までほとんど同じ世帯が滞納しているという場合もある、ということでしょうか。

(事務局)

可能性としては、あります。

(鈴木委員)

国保の場合、賦課に上限が設けられていると思うが、その辺の影響はないのでしょうか。上限に達していて、それ以上払っていない人の割合やその影響を把握していますか。

(事務局)

おっしゃるとおり、賦課限度額がございます。医療分であると54万円を超えるような場合には、例えば54万円まで払って、それ以上所得が高くてそれ以上は払わなくていいということになります。賦課限度額を超える方の構成割合は、データを持ち合わせておらず、すぐに回答できませんので、次回ご提示したいと思います。

(畑委員)

平成30年度の保険料率は、現在の保険料率とはそれほど変わらない水準になるのでしょうか。

(事務局)

(市町が参考とする) 標準保険料率については、国の方の拡充される公費の配分ルールが示されましたら、次回の運営協議会でお示ししたいと考えております。

(畑委員)

滞納されている方の徴収というのは、市町の方が行っていらっしゃるのでしょうか。それとも外部委託などされているのでしょうか。

(事務局)

市町の職員の方、主に税務担当の方や国保担当の方が行っています。

(畑委員)

それは30年度以降も変わらないのでしょうか。

(事務局)

賦課・徴収は市町村が行う仕組みとなっています。

(会長)

それでは、「赤字解消・削減の取組」「保険料徴収の現状および目標」については、解消に向けて、また保険料徴収の目標については、このような方向で進めていくことでよろしいでしょうか。

(全員了承)

4 その他

(会長)

それでは、最後に会議次第の4「その他」といたしまして、今後の議論も含めまして何かご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。なければ、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

次回の運営協議会の日程調整表を配布してございます。後日日程をお書きいただきまして、事務局あてご連絡くださいますよう、お願いします。以上です。

(会長)

本日は、内容があまりにも濃すぎて、お疲れのことと思います。簡単にまとめますと、納付金や標準保険料率をこれから市町にお示しし、市町の保険料を徐々に統一する方向で行きましようということ、また、市町の赤字の解消あるいは収納率の状況も改善を目指していきましようということ、この大きな2つの議題があったかと思えます。両方とも大事な話ですので、この短時間で我々がすべてを理解するのは難し

かったところがございますが、次回までにまた理解を深めておきたいと思っております。それをもって、今回の議論につなげていければと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

5 閉会

(会長)

では、本日は熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

本日予定していました議事はすべて終了いたしました。第2回の国保運営協議会はこれで終了いたします。

最後に、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局)

佐々井会長、議事進行ありがとうございました。

次回には、県民の最大の関心であります、具体的な金額はどうなるのか、ということをお示しできればと考えております。本日お示しした方向で算定を進めるとともに、夏には国が定めます公費の配分ルールが決まってくると伺っておりますので、それを勘案して次回の運営協議会でお示しできれば、と思っております。

また、各委員の方から滞納状況や賦課限度額についてのお尋ねをご回答できなかったことについて次回ご説明できるように対応していきたいと思っております。本日はありがとうございました。

(午後3時50分 閉会)